



教育も行わず 少年刑務所へ

法違反だらけの武徳

株式会社武徳は、11月6日、Aさんに対して休職を言い渡しましたが、「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、休業手当を支払わなければならない」（労働基準法第26条）のに会社は支払いを拒否しました。そればかりか、姫路ユニオンから休業手当の支払いを求める団体交渉を申し入れましたが、誠実な団体交渉も行わず、「あんたらタカリか、持って帰れ」と、申し入れ書をつき返してくる始末です。

武徳は、警備業法で定められた教育も行わず、採用したばかりのAさんを少年刑務所で働かせています。まさに、法律違反の積み重ねといった状態です。

法律違反の数々・・・

1. 警備業法違反（施行規則第38条警備員教育を行っていない）
2. 労働基準法第26条違反（休業手当を支払わない）
3. 労働基準法第15条違反（労働条件の書面による明示を行っていない）
4. 労働組合法第7条2号違反（実質的な団体交渉拒否）

少年刑務所・公的な機関が、
このような法違反を重ねて
偽装請負をも疑われて
いる会社を、受け入れて
良いのでしょうか？
安心して業務を任せ
られるのでしょうか？！



誰でも1人でも入れる労働組合

相談無料・秘密厳守

姫路ユニオン 079-288-1734

姫路市東延末1丁目64

<http://himejiunion.web.fc2.com/>

FAX:079-288-1158